

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 一月六日	指定の年月日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字宿屋敷六百十 五番九、六百十八番四	指定に係る道路の位置
六十九・四九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)